

Weekly Report

第531日号
令和元年11月25日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

軽減税率に伴う区分経理の留意点

消費税の軽減税率制度が実施されたことに伴い、原則として税率ごとに区分して帳簿等に記帳することなどが必要となりました。

◎旧税率が適用される取引がある場合……今年9月までの消費税率（旧税率）と軽減税税率は同じ8%ですが、国税と地方税の割合が異なり、旧税率は「国税6.3%+地方税1.7%」、軽減税率は「6.24%+1.76%」のため、区分する必要があります。

◎「店内飲食」と「持ち帰り」の税込価格を統一している場合……標準税率が適用される「店内飲食」と、軽減税率が適用される「持ち帰り」を同一の税込価格で販売している場合でも適用税率が異なるため、販売時点の顧客の意思確認などで判定した適用税率に基づき、区分経理を行う必要があります。

◎誤った税率で計算した税込対価のレシートを交付した場合……取引の事実に基づく適正な税率で申告する必要があるため、例えば、標準税率が適用される商品に誤って軽減税率を適用した税込価格で販売した場合でも、標準税率の売

上として記帳します。

◎誤った税率で計算した税込対価のレシートを受領した場合……消費税の仕入税額控除の適用には、取引の事実に基づく「区分記載請求書等」の保存が必要となるため、再交付を依頼といった対応が必要となります（税込対価の誤りは「追記」不可）。

◎キャッシュレス・消費者還元（即時充当）に係る消費税の仕入税額控除……コンビニ等が行っている即時充当（その場でポイント等相当額を購入金額に充当する方法）を受けた場合、課税仕入れに係る支払対価の額は「商品対価の合計額（ポイント等の充当前）」となります。

基礎控除引上げに伴う扶養親族等の所得要件

令和2年分から個人所得課税の見直しにより、すべての納税者に対して適用される「基礎控除」を48万円（現行38万円）に上げる一方、「給与所得控除」及び「公的年金等控除」は一律10万円引下げとなります（給与所得と年金所得の双方を有する方は、どちらか一方の控除のみ減額）。

これに伴い、各種所得控除を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件も見直され、配偶者控除の対象となる配偶者や、扶養控除の対象となる扶養親族の所得要件は48万円以下（現行38万円以下）となります。また、配偶者特別控除の対象となる配偶者は48万円超133万円以下となり、控除額の区分がそれぞれ10万円上げられます。

太陽光発電の固定価格買取が順次満了

平成21年（2009年）11月に開始された住宅用太陽光発電の余剰電力買取制度は、固定価格での買取期間が10年間のため、今月以降に買取期間が順次満了を迎えることとなります。

買取期間が満了した住宅用太陽光発電については、①電気自動車や蓄電池等と組み合わせて自家消費、②小売電気事業者と個別に契約を結び余剰電力を売電する、といった選択肢があります。